

水上村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

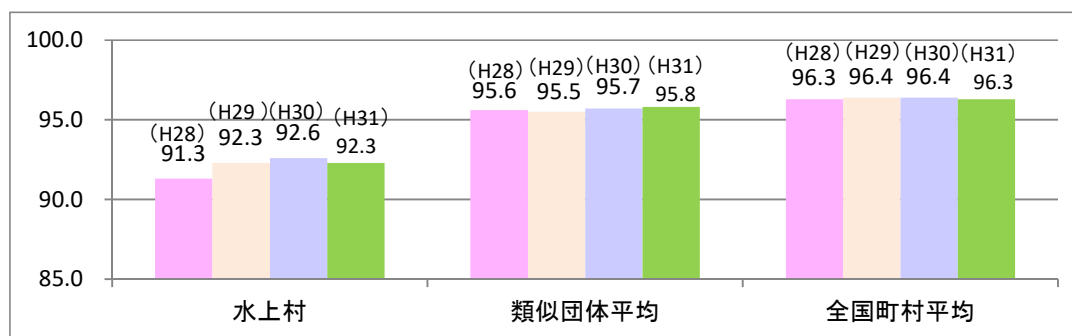
区分	住民基本台帳人口 (31.1.1)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
30年度	2,118	3,053,291	274,075	456,055	15.0	12.2

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人 当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
30年度	50	146,952	21,185	64,208	232,345	4,647	5,429

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職員の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業規模が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※平成31年4月1日のラスパイレス指数が①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

昇格及び特別昇給による増。

(4) 給与改定の状況

人事委員会を設置していないため省略

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

(給料表の改定実施時期)平成28年4月1日 熊本県人事委員会に準拠し実施する。激変緩和のため4年間(令和2年3月31日)までの経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については一般行政職との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

(支給割合)国規準に準拠する。
(実施時期)平成28年4月1日から実施(平成28年4月1日から地域手当適用)

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当については、国の俸給の特別調整区分が1～5級に分かれているのに対し、本村は管理職員の区分が分かれていないため、同様の見直しは行わない。

2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成31年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
水上村	35.8 歳	254,900 円	288,100 円	282,546 円
熊本県	43.3 歳	329,873 円	404,820 円	356,965 円
国	43.4 歳	329,433 円	- 円	411,123 円
類似団体	40.4 歳	294,223 円	344,020 円	323,330 円

②技能労務職

区分	公 務 員					民 間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
水上村	56.3 歳	5 人	292,600 円	302,900 円	297,080 円	-	-	-	-
うち 自動車運転手	54.1	3	291,600	299,100	297,000	営業用バス運転者	50.4	361,400	0.83
うちその他	59.8	2	294,000	308,600	297,100	-	-	-	-
熊本県	53.2 歳	252 人	335,926 円	375,281 円	351,020 円	-	-	-	-
国	50.9 歳	2,431 人	287,312 円	- 円	329,380 円	-	-	-	-
類似団体	49.3 歳	296 人	281,624 円	308,109 円	296,469 円	-	-	-	-

区分	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
水上村	- 円	- 円	-
うち 自動車運転手	4,981,900	4,336,800	1.1
うちその他	5,075,000	-	-

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されるデータを使用している。(平成28年～30年の3カ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。
 3 国家公務員欄における「平均給与月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況(平成31年4月1日現在)

区分		水上村	熊本県	国
		初任給	初任給	初任給
一般行政職	大学卒	180,700 円	187,200 円	180,700 円
	高校卒	148,600 円	153,000 円	148,600 円
技能労務職	高校卒	140,400 円	155,500 円	— 円
	中学卒	136,500 円	139,300 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成31年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	— 円	341,100 円	344,800 円	379,300 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	291,900 円	359,200 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

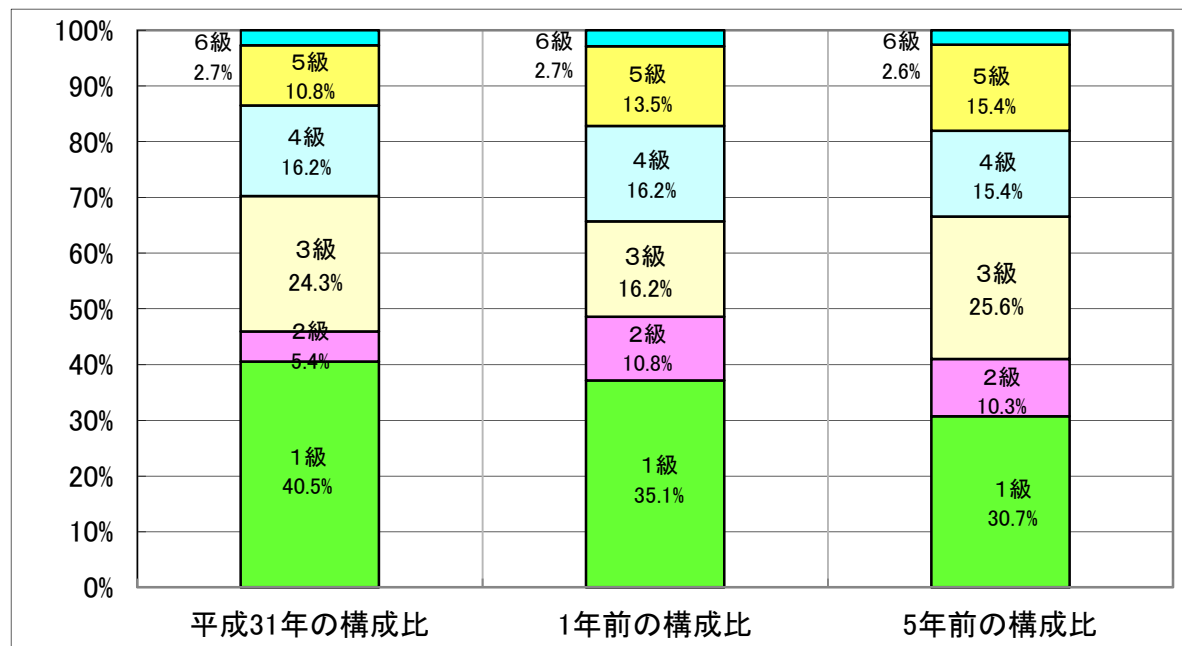
3. 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成31年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事・保育士・保健師の職務	15 人	40.5 %	144,100円	247,600円
2 級	特に高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事・保育士・保健師の職務	2 人	5.4 %	194,000円	304,200円
3 級	参事・係長・主任保育士・保健師の職務	9 人	24.3 %	230,000円	350,000円
4 級	主幹・課長補佐・審議員・課長の職務及びその職務内容が、これと同程度のものとして村長が規則で定める職の職務	6 人	16.2 %	263,000円	381,000円
5 級	審議員・課長の職務及びその職務内容が、これと同程度のものとして村長が規則で定める職の職務	4 人	10.8 %	288,900円	393,000円
6 級	総務課長及び総務課長経験者の職務	1 人	2.7 %	319,200円	410,200円

(注) 1 水上村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

昇給への勤務成績の反映なし

4. 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

水上村		熊本県		国	
1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,189 千円		1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,718 千円		-	
(平成30年度支給割合)		(平成30年度支給割合)		(平成30年度支給割合)	
期末手当 2.60 月分 (-)月分	勤勉手当 1.85 月分 (-)月分	期末手当 2.60 月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.85 月分 (0.90)月分	期末手当 2.60 月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.85 月分 (0.90)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、勤務の級等による加算措置 役職加算 5~10%		職制上の段階、勤務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%		職制上の段階、勤務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

勤勉手当への勤務実績の反映なし

(2) 退職手当(平成31年4月1日現在)

水上村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額		11,320 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当(平成31年4月1日現在)

支給実績(平成30年度決算)		168 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)		24,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成30年度)		14.0 %		
手当の種類(手当数)		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(30年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務手当	税務住民課職員 7人	地籍調査、滞納整理	168千円	月額2,000円
感染症防疫手当	感染症又は家畜伝染病の防疫に従事する職員	感染症又は家畜伝染病の防疫に従事したとき	0千円	作業従事1回につき100円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	6,840 千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	136 千円
支給実績（29年度決算）	7,667 千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	187 千円

(5) その他の手当(平成31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給 ・22歳までの子 10,000円 ・22歳までの子以外 6,500円 (15歳～22歳の子には 5,000円の加算)	同	—	6,569 千円	243,296 円
住居手当	居住するために借り受けている 職員に対し、家賃に応じた額支 給(上限27,000円)	同	—	1,646 千円	205,750 円
通勤手当	・交通用具を利用している職員に対 して、距離に同じ2,000円から24,500円を 支給 ・交通機関を利用する職員に対し、 55,000円を限度として支給	同	—	1,660 千円	36,087 円
管理職手当	管理職の職にある職員に対し定 額を支給。総務課長34,000円、 課長29,000円	異	支給額	2,496 千円	416,000 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命じら れた職員に対し、4,400円を支 給。	同	—	486 千円	16,759 円

5. 特別職の報酬等の状況(平成31年4月1日現在)

区分	給料	月	額等	
			(参考)類似団体における最高/最低額	
村長	736,000 円	円	827,000 円	498,000 円
	571,000 円		667,000 円	457,000 円
報酬	議長 295,100 円	円	316,000 円	186,300 円
	副議長 243,300 円	円	265,000 円	129,600 円
	議員 221,400 円	円	257,000 円	109,000 円
期末手当	村長 (30年度支給割合) 2.60	月分		
	副議長 (30年度支給割合) 2.60	月分		
退職手当	村長 (算定方式) 736,000円×在職年数×500/100	(1期の手当額)	14,720,000 円	(支給時期) 任期毎
	副村長 571,000円×在職年数×290/100		6,623,600 円	任期毎

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6. 職員数の状況

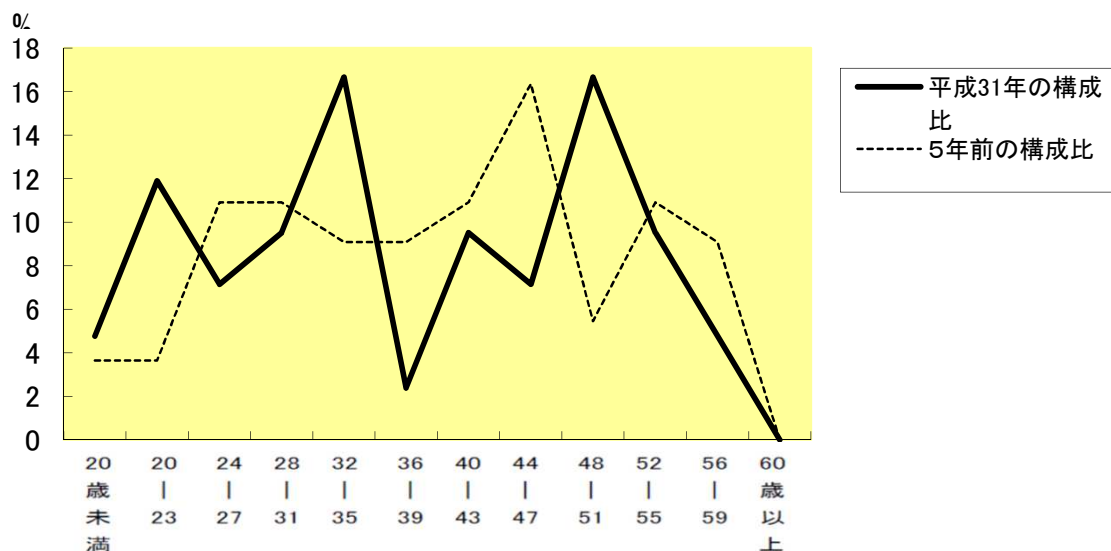
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成31年	平成30年		
特別 行政 部門	議会	1	1	0	異動による欠員不補充 農業部門の強化 休職による欠員補充 土木部門の拡充 退職欠員不補充
	総務	12	13	△ 1	
	税務	4	4	0	
	農林水産	6	5	1	
	商工	3	2	1	
	土木	5	4	1	
	民生	9	10	△ 1	
	衛生	4	4	0	
	計	44	43	1	
	教育部門	7	7	0	
小 計		51	50	1	
公 営 企 業 部 等 門	水道	1	1	0	
	下水道	1	1	0	
	その他	2	2	0	
	小 計	4	4	0	
合 計		55 [75]	54 [75]	1 [0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員で教育長を含まない数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成31年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	2	5	4	6	5	6	5	6	7	1	2	0	49
技労職									1	2	2		5
計	2	5	4	6	5	6	5	6	8	3	4	0	54

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年 度 部門別	26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	44人	43人	45人	43人	43人	44人	0 0.0%
教育	7人	7人	7人	7人	7人	7人	0 0.0%
普通会計計	51人	50人	52人	50人	50人	51人	0 0.0%
公営企業会計計	4人	4人	4人	4人	4人	4人	0 0.0%
総合計	55人	54人	56人	54人	54人	55人	0 0.0%

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7. 公営企業職員の状況

(1) 簡易水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
30年度	19,681	6,009	6,626	33.7	32.9

(2) 職員給与費の状況(公営企業会計決算)

区 分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
30年度	1	3,461	186	1,346	4,993	4,993	6,775

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成31年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
水 上 村	59.0 歳	289,100 円	416,083 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水上村				団体平均			
1人当たり平均支給額(30年度)				1人当たり平均支給額(30年度)			
1,346		千円		1,687		千円	
(30年度支給割合)				(30年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.60 月分		1.85 月分		2.60 月分		1.85 月分	
(-) 月分		(-) 月分		(-) 月分		(-) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成31年4月1日現在)

水上村			団体平均		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	1966.95 月分	24.586875 月分	勤続20年	1966.95 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額		— 千円	1人当たり平均支給額		9,231 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当(平成31年4月1日現在)

支給実績(30年度決算)		9 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)		9 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(30年度)		100.0 %		
手当の種類(手当数)		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する支給単価
水道消毒用薬品取扱危険手当	建設課水道手1人	消毒用薬品取扱作業	8千円	作業従事1回につき100円

エ 時間外勤務手当

支給実績(30年度決算)	153 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	153 千円
支給実績(29年度決算)	141 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	141 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当(平成31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給 ・22歳までの子 10,000円 ・22歳までの子以外 6,500円 (15歳～22歳の子には 5,000円の加算)	同		0 千円	0 円
通勤手当	・交通用具を利用している職員に対し て、距離に同じ2,000円から24,500円を 支給 ・交通機関を利用する職員に対し、 55,000円を限度として支給	同		24 千円	24,000 円